

安全保障理事会決議 2036 (2012)

2012年2月22日、安全保障理事会第6718回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアの状況に関する全ての従前の諸決議、とりわけ決議 2010 (2011)、並びに他の関連する議長声明および武力紛争下の子どもへの保護、女性と平和並びに安全、および子どもと武力紛争に関する諸決議を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、またソマリアにおける状況の包括的かつ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し、

ソマリアにおける永続的な政治的解決に到達するための枠組を提供しているジブチ和平プロセスと暫定連邦憲章に対する安保理の完全な支援をくり返し表明し、カンパラ合意と移行を終わらせるための行程表（以下「行程表」）に対する安保理の支援をくり返し表明し、また和解、対話および広い層に支持を得た、包括的かつ代議制に基づくソマリアの制度の必要性を強調し、

行程表を履行する暫定連邦制度の主要な責任を強調し、ガローウェ原則により示された約束を含む、今日までの進展を歓迎するが、行程表の完全な履行を遅らせることとなる、行程表の業務の完了のための最終期限の多くが達成し損なわれていることに懸念を表明し、

暫定連邦制度と行程表の全ての署名者に対し、国際連合ソマリア政治事務所（UNPOS）と国際社会の支援を得て、行程表を完全に履行するための取組を強めることを促し、また移行期間の残りの間の暫定連邦制度に対する更なる支援は、行程表の業務を完了することにおける進展次第となるであろうことに留意し、

アフリカ連合ソマリアミッション（AMISOM）の支援を得て、そして緊急の問題として、AMISOMとソマリア治安部隊により守られている地区において強化された治安水準を構築しまたこれらの地区における持続可能な行政機構を構築する暫定連邦政府の必要性を強調し、

ソマリアにおける移行期間が、2012年8月20日に終了することに留意し、移行期間の更なる延長は支持できないことを強調しまたソマリアの当事者に対し、ジブチ合意に一致した、包括的で代議制に基づく移行後の取極に合意することを求め、

ソマリアにおける腐敗と戦い、透明性を促進しまた相互の責任を増加する更なる取組の必要性を強調し、またこれに関連して、ソマリア国民の利益のために公収入を最大にするためソマリアの資産および内外の金融資源のより透明でかつ責任ある管理を目的とした活動を歓迎し、

ソマリアにおける政治的、経済的、人道および治安の問題並びに全ての利害関係者との共同の取組

を通じたソマリア沿岸沖の、人質を取ることを含む、海賊の問題に対処するソマリアにおける包括的戦略の必要性を強調し、これに関連して、事務総長および彼の特別代表、オーガスティン・P・マヒガとアフリカ連合および国際的並びに地域的協力者との事務総長らの活動に対する利害関係者の完全な支援をくり返し表明し、

ソマリアにおける平和と安定はソマリア全土にわたる和解と効果的な統治によることを認識しまた全てのソマリアの当事者に対し、平和と安定を築くために暴力を放棄し共に活動することを促し、

ソマリアにおける政治的、治安の、正義の、安定のそして海賊の問題、並びに人道的問題に対処する調整された国際的行動が更に強化されるとした、2012年2月23日に開催されることになっている、ソマリアに関するロンドン会議を歓迎し、また来るべきソマリアに関するイスタンブール会議を歓迎し、

ソマリアにおける悲惨な人道状況およびソマリアの人々、とりわけ女性と子ども達に対するその影響に重大な懸念を表明し、また全ての当事者に対し、人道法、人権法および難民法に一致して、ソマリア中の援助を必要としている人々に対して時宜を得た人道的援助の提供のために十分且つ妨害のないアクセスを確保することを求め、

武装反政府集団および外国人戦闘員、とりわけアル・シャバーブによる暫定連邦政府、アフリカ連合ソマリアミッション (AMISOM)、国際連合要員および施設並びに一般市民に対するあらゆる攻撃についての安保理の非難をくり返し表明し、またソマリア武装反政府集団および外国人戦闘員、とりわけアル・シャバーブは、ソマリアおよび国際社会に対するテロの脅威を構成することを強調し、

アル・シャバーブがアル・カーイダに加わったという発表に留意し、ソマリアにテロリズム若しくは暴力過激主義のための場所はないものとすべきことを強調しまた全ての反政府集団がその武器を捨てるという安保理の求めをくり返し表明し、

ソマリアにおける永続的平和と安定に対する AMISOM の貢献とモガディシュに安定と治安をもたらした取組を賞賛し、ブルンジ政府とウガンダ政府による AMISOM に対する部隊と装備の継続的約束およびジブチ政府からの新しく展開した部隊に対する安保理の謝意を表明しまた AMISOM 軍の著しい犠牲を認識し、

ケニア軍を AMISOM に編入しまたそうすることで決議 1772 (2007) の第9項およびこの決議に定められた AMISOM の職務権限の履行に貢献するというケニア政府の意思を歓迎し、AMISOM の負託された水準に達するため新しい AMISOM 軍の即座の展開の重要性を強調し、また他のアフリカ連合加盟国に対し、AMISOM に対し部隊を提供することを考慮しまた支援を提供することを求め、

AMISOM に関するアフリカ連合・国際連合同技術評価ミッションの活動を歓迎し、2012年1月5日の AMISOM 戦略構想に関するアフリカ連合平和安全保障理事会の合意に留意し、またソマリアに関する事務総長特別報告書 (S/2012/74) を歓迎し、

アフリカ連合の加盟国が 2012 年 10 月 31 日まで AMISOM の展開を維持し、また AMISOM が決議 1772 (2007) の第 9 項に定められた AMISOM の現行の職務権限を実行するため全ての必要な措置を講じる権限が与えられているという決議 2010 (2011) の第 1 項の安保理の承認を想起し、

決議 2010 (2011) の第 5 項を想起しまた同ミッションが 12,000 人のその負託された水準に達した場合には、AMISOM の部隊水準を再検討する安保理の意図に留意し、

ソマリアからの木炭の輸出がアル・シャバーブの著しい収入源であり人道危機を悪化させることに懸念を表明し、

安保理諸決議 1950 (2010)、1976 (2011) および 2020 (2011) を想起しソマリア沿岸沖の海賊および武装強盗が与える脅威に安保理の重大な懸念を表明し、ソマリアにおける現行の不安定がソマリア沿岸沖の海賊と海上武装強盗の問題の一因となることを認識し、海賊および人質を取ることに並びに基本的な原因に、国際社会および暫定連邦政府が取り組む包括的な対応の必要性を強調し、またソマリア沖海賊対策コンタクトグループ、諸国および国際的並びに地域的機構の取組を歓迎し、

海賊および不法に融資し、計画し、組織しまたは海賊攻撃から違法に利益を得た者を捜査し、起訴しそして正当に有罪が立証された場合には投獄する必要性を強調し、

事務総長ソマリア特別代表および UNPOS 事務所のモガディシュへの移転を歓迎しまた国際連合に対し、事務総長報告書 (S/2009/210) と事務総長報告書 (S/2010/447) において要約された、治安条件に一致した、ソマリアとりわけモガディシュへのより永続的且つ完全な移転を達成するための更なる措置を講じることを奨励し、

ソマリアにおける事態が、この地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 決議 1772 (2007) の第 9 項に定められた任務に加えて、AMISOM は 1 月 5 日の AMISOM 戦略構想に定められた四つの部門での関与を確立することを含むものとし、また AMISOM は、ソマリア全土の効果的且つ合法的な統治の条件を確立するためアル・シャバーブおよび他の武装反政府集団が与える脅威を削減するため、ソマリア治安部隊と調整してこれらの部門において適切な場合にはあらゆる必要な措置を講じる権限が与えられるものとすることを決定し、AMISOM は、この職務権限の遂行において、適用可能な国際人道法および人権法を遵守して、またソマリアの主権、領土保全、政治的独立並びに統一を十分に尊重して、行動するものとするを更に決定する。
2. アフリカ連合に対し、AMISOM の兵力を 12,000 名から、部隊と編成された警察部隊の要員からなる、最大 17,731 名の制服要員まで増員することを要請する。

3. 地域的機構は、その加盟国からの貢献および協力機関からの支援を通してを含む、その機構の活動のための人的、財政的、兵站的およびその他の資源を守る責任を有していることをくり返し表明し、二国間支援プログラムおよび欧州連合のアフリカ平和ファシリティを通してを含む、AMISOM に対するアフリカ連合の協力機関が提供した貴重な財政的支援を歓迎し、また全ての協力機関、とりわけ新しい資金供与国に対し、国際連合 AMISOM 信託基金に対する、装備、技術的援助、部隊の給料のための資金並びに AMISOM への手続が停止されない資金提供を通して、AMISOM を支援することを求める。
4. 決議 1910 (2010) の第 4 項に規定された国際連合基金の支出に関する説明責任と透明性を確保しつつ、AMISOM の後方支援パッケージを、決議 2010 (2011) の第 10 および 11 項に言及され、安全保障理事会議長に対する事務総長書簡 (S/2009/60 および S/2011/591) に記述された、制服要員最大 12,000 名から、2012 年 10 月 31 日まで、制服要員を最大 17,731 名へと拡大することを決定する。
5. AMISOM に提供された資源に対する透明性と適切な説明責任に関する決議 1863 (2009) の第 10 および 12 項における事務総長への安保理の要請を想起し、また資源の透明性、説明責任および内部管理に対するのと同等の注意が、AMISOM に提供されることが承認された追加の国連支援措置およびこの決議とこの決議の添付書類における AMISOM への部隊提供国に注がれることを要請する。
6. 例外的な基礎および任務の特有の性格により、ソマリアに関する事務総長特別報告書 (S/2012/74) の第 28 から 36 項と 43 項に詳述されまたこの決議の添付書類に定められた軍事的支援とマルチプレイヤーを含む、派遣部隊が所有する装備の払い戻しを含むように AMISOM の後方支援パッケージを拡大することを決定する。
7. AMISOM とソマリア治安部隊により安全が確保された地区が安定することの重要性を強調し、ソマリアの全ての利害関係者に対し、国連、アフリカ連合および国際社会の支援を得て、政府間開発機構 (IGAD) と暫定連邦政府が開発した安定化計画の提供を支援することを含む、地区の、地域の、州のそして連邦レベルでの和解、法と秩序、基本的サービスの提供および強化された統治を促進することを求める。
8. 事務総長に対し AMISOM 戦略構想と AMISOM 活動構想の履行に関するものを含む、AMISOM の計画立案、展開および管理における、アフリカ連合への技術的且つ専門的助言を、国際連合アフリカ連合事務所を通して、提供し続けることを要請する。
9. 適切な場合には且つ更なる遅滞なしに、国際連合を含む国際社会からの要員に安全、護衛および保護サービスを提供する適切な規模の警備隊を、AMISOM の負託された部隊水準内で開発することを、アフリカ連合と協働するという国際連合に対する安保理の要請をくり返し表明し、
10. AMISOM に貢献しようとする新しい部隊提供国の意図を歓迎しまた全ての新しい部隊は AMISOM の指揮と管理構造に完全に組み込まれるものとした決議 1772 (2007) の第 9 項と本決議に定められた AMISOM の職務権限に従って活動するものとすることを強調する。

11. 全ての貢献者による調整された行動は、ソマリアと同地域の平和、安全および安定のために重大であることを強調し、また他のアフリカ連合加盟諸国に対し、ソマリアがそれ自身の治安に責任を有することができる場合には、その条件を創設することを手助けするために AMISOM に部隊を提供することを考慮すること求める。
12. 紛争予防、危機管理および紛争後の安定化における地域的と準地域的機構の能力を強化することの重要性を認識し、またアフリカ連合と援助供与国に対し、アフリカの平和維持活動の実効性をさらに高めるため共に活動し続けることを求める。
13. 決議 2010 (2011) の第 13 項を想起する。
14. ソマリア治安部隊の開発は、ソマリアの長期間の安全と安定を確保するために最も重要であることを強調し、AMISOM に対し、ソマリア治安部隊の能力と実効性を策定するのを助けるためのその取組を拡大し続けることを要請し、加盟国、地域的および国際的機構に対し、調整された援助、訓練並びに支援を提供するために AMISOM と調整して協働することを促し、またこれに関連して加盟国の二国間支援計画と欧州連合ソマリア訓練ミッション (EUTM) を通した、ソマリア治安部隊の訓練を歓迎する。
15. 効果的な警察の関与がモガディシュにおける安定に果たすことができる重要な役割に留意し、効果的なソマリア警察部隊の開発を続ける必要性を強調し、また AMISOM 内に運用上の警察部隊を策定するアフリカ連合の要望を歓迎する。
16. 全ての当事者と武装集団が、人道支援要員と供給品の安全を確保するため適切な措置を講じることを要求し、また全ての当事者が、人道法、人権法および難民法に一致して、ソマリア中の援助を必要としている人に対する人道物資の時宜を得た提供のための完全且つ妨害のないアクセスを確保することを更に要求する。
17. 武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009) を想起し、AMISOM 活動中の文民犠牲者を減らすことにおいて AMISOM が行った進展を歓迎し、AMISOM に対し、これに関連して強化された取組を行い続けることを促し、2011 年 12 月 9 日のソマリアに関する事務総長報告書 (S/2011/759) において言及された、文民犠牲者の後をたどり、分析し対応する部門 (CCTARC) を設立する AMISOM の約束を賞賛し、また国際的な資金供与者と協力機関に対し、CCTARC の設立をさらに支援することを求める。
18. 間接照準射撃政策に対する 2011 年の AMISOM の支持を歓迎しまた AMISOM に対し、全ての新しい部隊および資産に対してこの政策を適応させ且つ履行することを奨励する。
19. 決議 1844 (2008) における安保理の決定を想起しまた、行程表を含むソマリアにおける和平および和解プロセス並びに AMISOM とソマリア治安部隊の取組を損なうことを目的とした行動に従事し

ている内外双方の関係者に対して措置を講じるというアフリカ連合を含む国際社会の決意を歓迎する。

20. 現場における状況を検討の下に置き続けまた以下の目的をかなえる AMISOM の進展を安保理の将来の決定において考慮するという安保理の意図を強調する。
 - (a) 政治的戦略に統合された明確な軍事目標に基づき、ソマリア治安部隊および AMISOM による、主要都市を含む、サウスセントラルソマリア全域の治安と安定の強化。
 - (b) AMISOM による治安問題に関する効果的な地域的調整と協力。
 - (c) 明確な命令と管理の機構の下でまた国際社会と調整した統合部隊と共に、効果的なソマリア治安部隊の開発における援助。

21. アフリカ連合に対し、この決議の第 1 と 2 項の履行を含む、AMISOM の職務権限の履行および新しい命令と管理の機構並びにこの機構の下での部隊の統合に関して、事務総長を通して、安全保障理事会に定期的に通知し続けることおよび書面による報告の提供を通して、この決議の採択の日から 30 日以内にその後は 60 日毎に安保理に報告することを要請する。

22. ソマリア当局がソマリアから木炭の輸出を防止するために必要な措置を講じるものとする事および全ての加盟国が、木炭がソマリア起源であるか否かを問わず、ソマリアから直接または間接の木炭の輸入を防止するための措置を講じるものとする事を決定し、また全ての加盟国が、ソマリアとエリトリアに関する決議 751 (1992) と 1907 (2009) に従って設立された安全保障理事会委員会（以下「当該委員会」）に、この項の効果的な実施に向けてとった措置について、この決議の採択から 120 日以内に報告するものとする事を更に決定し、また決議 2002 (2011) に従って再設置された監視グループに対し、その最終報告書において木炭禁輸の影響を評価することを要請する。

23. 当該委員会の職務権限は、上記第 22 項の措置に適用するものとする事を決定した監視グループの職務権限は同様に延長されるものとする事を決定したそのような貿易がソマリアの平和、安全若しくは安定に対して脅威を与えかもしれず、それ故、当該委員会は決議 1844 (2008) によって制定された対象を特定した措置を条件としてそのような貿易に従事した個人と団体を指定できることを考慮する。

24. この問題に引き続き積極的に取り組む事を決定する。

添付書類

本決議第6項に従って、例外的な基礎に基づき且つ AMISOM の独特な性質の故に、AMISOM に対する国連後方支援パッケージは、ソマリアに関する事務総長特別報告書 (S/2012/74) の第29と43項の勧告に一致して、2012年10月31日まで上限17,731名の制服要員と AMISOM 本部を根拠地とする20名の AMISOM 文民要員に対して拡大されるものとする。そしてそれは、爆発物脅迫管理能力の供給、レベルII医療施設および派遣部隊が所有する装備 (COE) の払い戻しを含む。

払い戻しを受ける資格のある COE は、地上部門の範囲内の基本的な軍事的支援とマルチプライヤーと上限9機の多目的ヘリコプターと3機の攻撃用ヘリコプターから成る航空部門を含む。

COE の払い戻しは、適切な場合には部隊提供国 (TCCs) に基金の直接移転を含む、国連のレートと慣行並びに十分な活動能力を確保するための定期的な再検討に従うものとする。支援書簡 (LOAs) は、上記で特定された航空部門を含む国連 COE 枠組の下で扱わない装備のために TCCs と交渉されるべきものとする。

ソマリアに関する事務総長特別報告書 (S/2012/74) の第29項で指摘されているように、TCCs により展開され且つ TCCs により所有されているとみなされる装備だけが、払い戻されるものとする。TCCs 、AMISOM、アフリカ連合に贈与または寄贈された装備若しくは所有権がまだ供与国にある場合には、払い戻しを受ける資格がない。